

教材利用についての誓約とその背景

■ 本教室の目的

日英 YOMI-TAI アカデミック教室(以下「本教室」)は、独自に開発した日本語と英語の文章のよみとき方・要約の方法を受講生(以下「生徒」)にお教えし、また読解・要約した文章の内容・考え方をめぐってオンラインでの対話・討論を継続的におこないます。これにより、意見を出しあい自分や話し相手の考えを創造的・個性的に高めていくための国際共通語としての英語の読解力を伸ばし、生徒のアカデミック(=学術・学問的)な思考力や探究心をみがいていくこと——これを大きな教育目的としています。

■ オンライン・遠隔教育の展望

ところで、文科省『教育振興基本計画』(第3期:2018~22年度)では、20世紀のIT革命・グローバル化につづいて、人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進むなか、変化に対応して未来を開拓する多様な人材を育成するためには、「これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっている」ことを、「前文」で確認しています(https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406127.htm)。

この基本計画では、高度な専門的知識や先端的な技術を活用していける「知の力」を持った人材の育成が、教育の最高段階(大学院教育)における目標とされ、それにむけて、小中高の普通教育および社会人の生涯学習においても、ICTや多様なメディアを活用した遠隔教育の推進が目標にかかげられています(12・85頁)。

本教室はこうした方針に賛同するもので、小中高の生徒から社会人、学生や研究者に、文系から理系までの高度な学問研究の成果をよみといて自在に活用していける「知の力」をやしなっていたりするためのプログラムを設計しています。

■ 著作権などの環境整備が遅れている現状

しかし、日本は教育のデジタル化やオンライン教育のための環境整備が非常に遅れ、グローバル社会の中にあって取り残されています。たとえば、アメリカのある NPO インターネット図書館 <https://archive.org/>では、全米の図書館と連携して、図書だけでも新旧3千万冊以上をネットで借りて画面上で読めるサービスを世界中に提供し、国外の私たちも簡単に利用できます。一方日本では、絶版になった古い本にかぎり国会図書館が個人むけに見せることができるようにする法改正が、2022年になって施行されました。

ガラパゴス島のような孤立状態は、より良い自立的な学びを求める人びとの意欲や行動によっていずれ克服されることを期待し、本教室もその一助となることを目指します。ですがさしあたり現時点では、本教室でつかう教材の著作権のあつかい方をめぐっては、現行の著作権法や「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」による『改正著作権法第35条運用指針2021年度版』などにもとづき、著作権者の権利の保護尊重に努力する義務があります。

以上のようなことから、本教室で使用する教材については、デジタルや紙媒体などの形態を問わず、生徒本人以外の第三者に譲渡することも、送信することも、見せることも一切しないよう、ご同意とご誓約をお願いいたします。この対処方針は意図しない流出・違法使用などを防ぐためのもので、強めに設定しております。

本教室の教育目的・趣旨と、日本のオンライン・デジタル教育の現状と展望についてご理解いただき、教材利用についての誓約をお願いいたします。

(誓約)日英 YOMI-TAI アカデミック教室から提供された教材は、デジタル・紙媒体などの形態を問わず、自分以外の第三者に譲渡することも、送信することもせず、見せることも一切しないこと(未成年者の保護者を除く)に同意し、誓約します。